

# 「田園回帰」に関する調査研究会運営要綱

## 1 目的

我が国の人口は、平成 27 年国勢調査において初めて減少し、人口動態については、東京への一極集中が引き続いていることから、「地方消滅」等の悲観的な論調が多く上がっている。その一方で、若い世代を中心に都市部から過疎地域等の農山漁村へ移住しようとする「田園回帰」の意識が高まっていることから、過疎地域への移住の実態や移住者の意識等を分析することで、その潮流をとらえ、今後の過疎対策の検討材料とすることを目的として研究会を開催する。

## 2 名称

本研究会は、「田園回帰」に関する調査研究会（以下、本研究会という。）と称する。

## 3 構成及び運営

- (1) 本研究会の委員は、別添のとおりとする。
- (2) 本研究会に座長を 1 人置く。座長は大臣官房地域力創造審議官が予め指名するものとする。
- (3) 座長は、本研究会を招集し、主宰する。
- (4) 座長は、必要があると認めるときは、座長代理を指名することができる。
- (5) 座長代理は、座長不在のときは座長に代わって本研究会を招集し、主宰する。
- (6) 座長は、必要に応じて委員以外の関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## 4 任期

委員の任期は、就任を承諾した日から平成 30 年 3 月 31 日までとする。ただし、延長を妨げない。

## 5 議事等の公開

- (1) 本研究会の議事及び配付された資料については、次の場合を除き公開する。
  - ① 公開することにより当事者又は第三者の権利、利益や公共の利益を害するおそれがあると座長が認める場合。
  - ② その他、非公開とすることが必要と座長が認める場合。
- (2) 本研究会終了後、速やかに議事要旨を作成し、公表する。

## 6 その他

- (1) 本研究会の庶務は、総務省自治行政局過疎対策室又は同室が委託する者が行う。
- (2) この要綱に定めるもののほか、本研究会の運営その他本研究会に関し必要な事項は座長が定める。

## 7 附則

この要綱は、平成 29 年 6 月 30 日から施行する。